

学校法人 大阪学芸寄附行為

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人大阪学芸と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府大阪市住吉区長居一丁目四番十五号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、建学の精神を反映し、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 1 大阪学芸高等学校 全日制の課程 普通科
全日制の課程 国際科
- 2 大阪学芸高等学校附属中学校

第 3 章 役員及び評議員の設置

(役員及び評議員)

第 5 条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 7 人以上 10 人以内
- 二 監事 2 人以上 3 人以内
- 2 この法人に評議員 9 名以上 15 名以内を置く。
- 3 評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。

(理事の選任)

第 6 条 この法人の理事選任機関は、理事会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、理事全員とする。
- 3 理事会が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 4 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。
- 5 理事会は、第3項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
- 6 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。
- 7 理事は次の各号に掲げる者とする。
 - 一 校長のうちから理事会において選任した者 1名
 - 二 前号に規定するもののほか、理事会において選任した者 6名以上9名以内
- 8 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、公平性協調性に富んだ者を選任するものとする。
- 3 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の選任)

第8条 評議員は次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

- 一 この法人の職員の内から選任した者 1人以上
- 二 この法人の設置する学校を卒業したもので年齢25年以上の者のうちから選任した者 1人以上
- 三 学識経験者のうちから選任した者 1人以上7人以内
- 2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(役員及び評議員の資格)

第9条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、

第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

- 2 理事又は監事のうち、理事については、その定数の5分の1を超える者が欠けたとき、監事については、その定数の2分の1を超える者が欠けたとき

は、1月以内に補充をしなければならない。

(役員及び評議員の任期)

第10条 役員及び評議員の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、評議員も同様とする。

2 役員は、再任されることができる。評議員も同様とする。

(役員及び評議員の解任及び退任)

第11条 役員及び評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事においては、理事総数の4分の3以上が出席し、その理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。監事及び評議員に於いては、評議員会の決議により解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三 役員及び評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員及び評議員は、次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

3 理事及び監事が、第5条第1項に定める定数を下回ることとなったとき、評議員が第5条第2項に定める定数を下回ることとなったときは、それぞれ、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事、監事及び評議員が選任されるまでは、なお理事、監事及び評議員としての権利義務を有する。

第4章 理事会

(理事会)

第12条 この法人に全ての理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

- 5 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 6 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を確実な方法により書面又は電磁的方法等にて通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。
- 8 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 9 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の運営)

第13条 理事会に議長を置き、理事長をもってこれに充てる。

- 2 前条第5項並びに第23条第4項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(理事会の決議)

第14条 理事会は、法令又はこの寄附行為の別段の定めのある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 この寄附行為の変更
 - 二 予算及び事業計画の作成又は変更
 - 三 基本財産の処分
 - 四 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - 五 残余財産の帰属者の決定
- 4 前3項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
 - 二 この法人の合併

- 5 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第 15 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

第 5 章 評議員会

(評議員会)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の 20 日前までにしなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。
 - 一 会議の日時及び場所
 - 二 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - 三 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定している時は、その概要、議案が確定していないときはその旨
 - 四 私立学校法施行規則で定める事項
- 5 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。
- 6 第 3 項の規定による請求があった日から 20 日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、大阪府教育長の許可を得て、評議員会を招集することができる。
- 7 前項の評議員は、その全員の協議により、第 4 項に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限り。）により、会議の 1 週間前までに通知しなければならない。

(評議員会の運営)

- 第 17 条 評議員会に議長を置き、議長は、評議員の互選によって定める。
- 2 評議員会は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 監事の解任
 - 二 私立学校法第 9 2 条第 1 項に規定する決議
 - 4 前 2 項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。
 - 5 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。
 - 6 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決する。

第 6 章 役員及び評議員の職務等

（役員、評議員の責務）

- 第 18 条 役員及び評議員は、常に密に連絡を取り合い、互いに協力してその責務を果たさなければならない。また、学校法人の経営にあたっては、独自性、自主性に留意し、学校に寄与する収益事業を除いて、利益を目標とする一般企業の考え方とは一線を画し、第 3 条の目的達成のために努力しなければならない。寄附金、公からの補助金受領についても経営権を含めた独自性、自主性が脅かされることのないよう判断するものとする。

（理事の職務）

- 第 19 条 理事は、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事のうち、1 名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。
 - 3 理事（理事長を除く。）のうち 2 名以内を常務理事とし、理事会の決議によって選定する。常務理事を解職するときも、同様とする。

（理事長の職務）

- 第 20 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 2 理事長は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行

の状況を理事会に報告しなければならない。

(常務理事の職務)

第 21 条 常務理事は、理事長を補佐する。

2 常務理事をもって私立学校法第 3 7 条第 4 項の業務執行理事とする。

3 常務理事は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事長職務の代理等)

第 22 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めておいた順位に従い、常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第 23 条 監事は、私立学校法第 5 2 条各号に掲げる職務を行う。

2 監事は、必要に応じて、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会及び評議員会に対し、理事の業務執行に関して必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事会及び評議員会の招集を請求しなければならない。

4 前項及び第 7 項の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

5 前項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は、第 1 6 条第 4 項（第 3 号を除く）に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により、会議の 1 週間前までに通知しなければならない。

6 監事は、この法人の業務、若しくは財産、又は理事の職務の執行の状況に関し、不正の行為、又は法令、若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正の行為がなされ、法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに大阪府教育長（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告しなければならない。

7 前号の報告をするために、必要があるときは、監事は、理事長に対して理

事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求しなければならない。

(理事の行為の差し止め等)

第 24 条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(評議員会の職務)

第 25 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産及び収支の状況又は役員の業務執行の状況について意見を述べ、役員からの諮問に答え、役員から報告を求めることができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

- 一 重要な資産の処分又は譲受け
- 二 多額の借財
- 三 予算及び事業計画の作成又は変更
- 四 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準の策定又は変更
- 五 寄附行為の変更
- 六 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 七 寄附金品の募集に関する事項
- 八 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散
- 九 合併
- 十 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(理事の行為の差し止めの求め)

第 26 条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令、若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第 24 条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の訴えの提起を監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該訴えの提起

を監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該訴えの提起、その他の手続が行われないときは、評議員は当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）

第 27 条 評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法等により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員または清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

（役員等の報酬）

第 28 条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（理事会及び評議員会議事録）

- 第 29 条 理事会及び評議員会の議長は、開催の場所及び日時並びに決議事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び理事会に出席した理事（評議員会においては評議員。以下この項において同じ。）のうちから、互選された理事 2 人以上、出席した監事が記名押印し、理事会及び評議員会開催の日から 10 年間、常にこれを事務所に備え置かなければならない。第 43 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び基本財産の処分等、重要事項決定における議事録は、出席した全員が記名押印することとする。
 - 3 理事会及び評議員会議事録に使用する印鑑は、あらかじめ理事長（評議員会に於いては評議員会）に届け出た印鑑とする。又、第 43 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び基本財産の処分等、重要事項決定における議事録は、印鑑登録で届け出た印鑑を使用しなければならない。
 - 4 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 7 章 理事会と評議員会の協議

（理事会及び評議員会の協議）

第 30 条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより、理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について、理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事

項として、再度評議員会を招集することができる。

- 2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。
- 3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産)

第31条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産で前項以外の財産をいう。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第33条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第34条 基本財産および運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、または確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第35条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、教育充実費収入、検定料収入、補助金収入、寄附金収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 36 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第 37 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において議決に加わることができる理事の数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 38 条 予算によって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、当該理事会において議決に加わることができる理事の数の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（該当会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 39 条 この法人の決算及び事業の実績に係る報告は、毎会計年度終了後 3 月以内に、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後 3 月以内に、決算及び事業の実績を定時評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 40 条 この法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、これらの附属明細書、監査報告、及び役員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類（以下、この項において「財産目録等」という。）、及び役員等名簿を作成し、監事の監査を受けた上、理事会の承認を経て事務所に備え置かなければならない。

2 この法人は、前項の書類をこの法人が設置する私立学校に在学する者、その他の利害関係人から請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならない。ただし、役員等名簿については個人の情報に係る掲載の部分を除外して閲覧に供するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、個人情報保護法に抵触するおそれ、又は法人あるいは個人が不利益を被るおそれがある等、正当な理由がある場合は、法人はその閲覧を拒み、または財産目録等について閲覧対象を大科目のみに

限定することができる。

(資産総額の変更登記)

第 41 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在より、毎会計年度終了後、3 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 42 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

第 9 章 解散及び合併

(解散)

第 43 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事の総数の 3 分の 2 以上の決議
 - 二 この法人の目的たる事業の成功の不能
 - 三 合併
 - 四 破産手続開始の決定
 - 五 大阪府教育長の解散命令
- 2 理事会は、前項第 1 号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由による解散にあつては、大阪府教育長の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 44 条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は公益法人等教育の事業を行う者に帰属する。

(合併)

第 45 条 この法人が合併しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て大阪府教育長の認可を受けなければならない。

第 10 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第 46 条 この寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、議決に加わることができる理事の過半数が出席した理事会の 3 分の 2 以上の議決を得て、大阪府教育長の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項及び第 14 条第 3 項の規定にかかわらず、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、大阪府教育長に届け出なければならない。

第 11 章 補則

(公告の方法)

- 第 47 条 この法人の公告は、学校法人大阪学芸の掲示板に掲示して行う。

(施行規則)

- 第 48 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

細則

- 1 令和 7 年 3 月 31 日に在任する役員又は評議員であって、令和 7 年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了する者の任期については、その終期を令和 7 年度の定時評議員会の終結の時まで延長する。上記にかかわらず、再任をしない者については、令和 7 年 3 月 31 日以前に開催される理事会において、同 3 月 31 日付をもって退任する旨の決議を行うものとする。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員であって、令和 9 年度の定時評議員会の終結の時よりも前に任期が満了する者の任期については、現任期が満了する時までとする。

附則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
- | | |
|-----|-----------|
| 理 事 | 遠 藤 小 て る |
| 理 事 | 鈴 木 慎 一 郎 |
| 理 事 | 遠 藤 秀 雄 |
| 理 事 | 藤 岡 泰 蔵 |
| 理 事 | 田 中 祐 之 |

監 事 佐々木 源 一
監 事 直 暹

- 2 この寄附行為は昭和26年 2月21日より施行する。
この寄附行為は昭和26年10月30日より改訂施行する。
この寄附行為は昭和46年12月15日より改訂施行する。
この寄附行為は昭和49年 6月17日より改訂施行する。
この寄附行為は昭和58年10月 5日より改訂施行する。
この寄附行為は平成 4年 2月 3日より改訂施行する。
この寄附行為は平成 6年 3月31日より改訂施行する。
この寄附行為は平成 7年 4月 4日より改訂施行する。
この寄附行為は平成 8年 3月25日より改訂施行する。
この寄附行為は平成13年 1月 1日より改訂施行する。
この寄附行為は平成15年 3月31日より改訂施行する。
この寄附行為は平成17年 4月 1日より改訂施行する。
この寄附行為は平成19年 4月 9日より改訂施行する。
この寄附行為は平成28年 4月 1日より改訂施行する。
この寄附行為は平成29年 5月22日より改訂施行する。
この寄附行為は平成31年 4月 1日より改訂施行する。
この寄附行為は令和 2年 4月 1日より改訂施行する。
この寄附行為は令和 7年 4月 1日より改訂施行する。
ただし、細則1項については令和7年3月31日より施行する。
この寄附行為は令和 7年 8月26日より改訂施行する。